

発議案第7号

特別委員会の設置について

令和7年10月20日に議決した議案第42号令和7年度北上市一般会計補正予算（第8号）にかかる、議案関連情報の提供について調査するため、地方自治法第109条第1項及び北上市議会委員会条例第4条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 大学設置場所情報の提供に関する調査特別委員会
- 2 定数 8名
- 3 期間 設置の日から令和8年3月17日（火）まで

以上

令和7年12月19日提出

提出者 北上市議會議員 三宅 靖

賛成者 北上市議會議員 原 利光

同 藤原常雄

同 安徳壽美子

同 星 敦子

提案理由

10月20日に議決した、大学設置推進事業の予算を追加しようとする議案第42号令和7年度北上市一般会計補正予算（第8号）に関し、北上市立工科大学（仮称）の設置予定地である本通り二丁目再開発事業地内の地権者及び面積に変更があったという情報が議決前に議会に提供されなかつたことについて、その経過を明らかにし、不適切な議会対応があつた場合は今後の予防措置を講じる必要があることから、本問題を取り扱う調査特別委員会を設置しようとするものである。